

同 意 書

労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 66 条の規定に基づき実施した健康診断のうち、40 歳以上 75 歳未満及び受診日において全国健康保険協会の被保険者資格を有する者の特定健康診査項目の結果について、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 27 条に基づき、下記のとおり同意します。

記

1. 全国健康保険協会静岡支部(以下「静岡支部」という。)が健診実施機関より健診結果データを取得すること。
2. 健診結果データの取得に際し、静岡支部は、必要に応じ健診受診者の健康保険被保険者証の記号・番号等に関する情報を健診実施機関に対して提供できるものとし、静岡支部が取得する健診結果データについては、受診者自身の今後の健診・治療及び保健師等による保健指導(特定健康診査を含む)・健康相談を受ける時並びに特定の個人が識別されることがない方法で統計・調査研究を実施する場合に限り使用できること。
3. 特段の申し出がない場合については、次年度以降も引き続き本同意書は効力を有すること。(ただし次年度以降に健診実施機関に変更があった場合は除く。)

令和 年 月 日

所在地 事業所名 事業主名	⑩		
被保険者証の記号 (7桁もしくは8桁)			
担当者名		電話番号	
受診健診機関名		健診機関 担当者	
受診健診機関住所		健診機関 電話番号	
健診実施月	年	月	
保健指導の希望 (※)	希望する ・ 希望しない		

※保健指導：提供いただいた健診結果および質問票をもとに、メタボリックシンドロームのリスク数に応じて、生活習慣の改善が必要な方に、保健師等が事業所にお伺いし、日頃の食生活や運動、その他健康に関する幅広いご相談を無料で実施します。

ご安心ください！

医療保険者が事業主様に対して定期健康診断の結果データの提供を求められることは、法律で定められており、提供を求められた場合には提供しなければならないこととなっています。

したがって、事業主様が協会けんぽにデータを提供しても個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に関して責任を問われることはございません。

また、提供いただいた健診結果については、全国健康保険協会個人情報管理規程等に基づき大切に取り扱いいたします。

【参考】 高齢者の医療の確保に関する法律 第 27 条（昭和 57 年法律第 80 号）
個人情報の保護に関する法律 第 23 条（平成 15 年法律第 57 号）